、国際家族法研究会報告 (第24回)

民法における親 権制 度の改正

池谷

はし

しがき

成二一年六月~一二月の法務省の委託による

「児童虐待

和子

正について、 祉法、 に対して行われたが、 改正する法律」 大改正が行われた。この改正は民法を始めとして、 正 |のための親権制度研究会」、及び昨年三月~一二月の法 議会の審議を経て、 家事審判法、 概要と問題点を指摘するものである が成立し、児童虐待防止に関連して親権制度 戸籍法、その他影響を受けた多数の法律 本稿はその中でも中心となる民法の改 本年五月二七日に「民法等の一部を 児童福 べきではないかという意見があったからである。

か

する法律が成立し、 容易に介入することを容認する雰囲気も生じさせてきてい るきっかけとなった。 大前提に疑問を投げかけ、 は、 れた。 その結果、 成以降、 「親は子どもを保護する存在である」というこれまで その平成一九年改正の附則二条におい 社会的にクローズアップされてきた児童虐待問 法的にも平成一二年に児童虐待の防止等に関 平成一六年と平成一九年に二度の改正が 同時に、 親に対する疑い 行政が家庭に以前よりもより の目を向けさせ 7 「政府

0)

法律の施行後三年以内に、

児童虐待の

防

止等を図

ŋ れていない現実からも、 ているという指摘もあり、 相談件数の増加とともに、岸和田事件等の児童虐待事例にお 繋がった直接的な契機である。これには以前から、 直しについて検討を行い、 講ずるものとする。」と記載されたことが、 って、 児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制 親の親権の主張が児童虐待を防止するのに障害となっ もっと親権喪失をしやすい制度にす 親権喪失の申し立てがあまりなさ その結果に基づいて必要な措置を 今回 の改正へと 児童虐待 度の 見

に、 るか。そして、家庭へ介入せざるを得ない場合にも、 について考えてみたい。 出す温床となってしまうのである。このような視点をもと らを実現できる制度でなくては、かえって新たな問題を生み たら子どもを傷つけないように適切に介入できるのか。 ある。子どもを虐待から救いつつ、 とされている親を子どもから奪う結果となりかねない とから、 が大変難しく、 のであるが、しかしこの「親権の濫用」状態は時として認定 にして国家権力によって制限するか」に主眼 すなわち、今回の改正には「濫用されている親権を、 親権とは何か、そして今回の改正における問題点や課 行政・司法による過度の家庭への介入は、時に必要 加えて子どもは親を必要とする存在であるこ V かに過度の介入を避け が置かれ ・場合も ってい Vi

改正の概要

しては、(1)親権の効力、 本改正によって民法上親権制度の変更が生じた主な内容と 2 親権の喪失、 (3) 未成年

後見、に分けられる。

とした。また、八二二条二項の懲戒場の規定を削除した。 び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することが出来るもの 八二二条一項では、 の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」ものとし、 う文言を付け加えて、「親権を行う者は子の利益のために子 が、八二〇条では、 まず(1)親権の効力という総則的な部分についてである 親権を行う者は、 従来の条文に 「子の利益の 八二〇条による監護及 ために」とい

監護及び教育に必要な範囲」に限定した。 に懲戒権を口実とする者がいることに鑑みて、「八二〇条の 上現存しないために削除した。一項では本来懲戒とは言えな その理念を明確にするために「子の利益のために」という文 ればならないと解されてきたが、 いような虐待行為を、 |言を付け加えたものである。八二二条は親の懲戒権に関する 定であるが、二項に記載されている懲戒場はもはや現行法 八二〇条では従来から親権が子の利益のために行われなけ 従来では文言上限定がなかったがため 児童虐待防止の観点から、

要件の緩和のほ 従来の親権喪失の要件は「父又は母が、 (2) 親権の喪失に関しては、従来から か、 従来なかった親権停止制度の創設がなさ 親 0) 権を濫用 親権喪失

> は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母に 親の行動のみを見ていたのに対して、 0 よる親権の行使が著しく困難又は不適当であることに 「利益を著しく害するとき」として、 又は著しく不行跡であるとき」と親権の行使者である両 今回の改正では 両親の親権行使自体 より子

ŧ, ば、 るとしたものである。さらに、 待の見地から子の利益を著しく害していれば親権喪失が出 不適切な場合のみならず、親権の行使が著しく困難な場合に 親権を喪失させることが可能となった。これは、 子どもの利益を著しく害していると裁判所が認定すれ 利害関係が最もあるの が子自 児童

内で親権を停止する期間を定めることが可 活の状況その他 するまでに要すると見込まれる期間、 求を受けた家庭裁判所は、 言えば、一 身ということで請求権者に新たに「子」自身を加えてい 親権停止制度は今回新しく作られた制度であるが、端的に 時的に親権の全部を行えなくする制度であ 一切の事情を考慮して、 親権を停止させるべき原因が消 子の心身の状態及び生 二年を超えない 能になった。 る。 る 囲

わ

って原因が消滅することが明らかな場合にまで無期

限

の親

が

クトの事案があった場合に、 ような制度を設けた背景には、

例えば輸血拒否の医療ネグレ か月後には完全に手術

ており、容易に親権停止が申し立てられるように設計されても「著しく」という文言が削除されることによって緩和される。同様の理由から、親権停止の要件は親権喪失の要件より

いる。

出来るようにもなった。これは、未成年後見人のなり手がなて、家庭裁判所は必要があると認めるときには、未成年者にて、家庭裁判所は必要があると認めるときには、未成年者にて、家庭裁判所は必要があると認めるときには、未成年者にて、信息、未成年後見については従来あるものに加え

改正法の内容について具体的に検討する前に、三 改正法への視点

から複数の後見人就任をも可能としたものである。

かなかいない為に、法人でも可とし、責任の分散という視点

しての責任を全うして懸命に子育てをしている両親達を完全といいの責任を全うして懸命に子育てをしている両親達を完全な民法は健全に機能している他の多くの家族を含む、すべても民法は健全に機能している他の多くの家族を含む、すべても民法は健全に機能している他の多くの家族を含む、すべてなら児童虐待を念頭に置いて改正したものだとしても、親となる上での筆者の視点を明らかにしておきたい。今回の改正なる上での責任を全うして懸命に子育てをしている両親達を完全ない。

あってもならないはずである。

係、 ŋ ς γ, とで自分は大切にされる存在であるという自信を身につけて 外の人間を信頼することを覚え、 の基礎を学ぶ。この時に何より重要なのは 子どもは幼少期における親との親密な関係を通し 他人に配慮するという、社会に出てからの他人との 継続的な環境の影響、 さらに、その親からしつけられる事で、 及び安定した外部関係」である。 他人から大事に扱わ 一継続的な情緒関 ルールを守 て自 れるこ

一次では安定した継続的な外界の支持が必要となる。外界にとっては安定した継続的な外界の支持が必要となる。外界ともまれではない。成長期の内的不安感が強いほど、子ども知的・社会的・道徳的成長に伴って、内的な困難を生じるこ

「子どもから大人への道は単純ではなく、

身体的

情緒的

あっても安易にすべきではないという結論にたどりつくのでます。の the child, 31-32 (1979))という事実からすれば、子ども自身の為にも長く継続してきた実の親子関係を簡単に切断も自身の為にも長く継続してきた実の親子関係を簡単に切断も自身の為にも長く継続してきた実の親子関係を簡単に切断も自身の為にもない。すなわち、「他にどうしても可能な手段がすべきではない。

た方法で愛情深く世話していくという従来からの養育方法とことは、子どものことをよく知っている両親がその子に適し法制度が家庭を社会の重要な最小単位として認め保護する

熟する上で必要不可欠な実の両親の存在を軽視するもので

虐待をなくす事ばかりに目を奪われ、本来子ども達が成

に視野の外に置いた改正であってはならないと思う。

同時

ある。

を持ち直させ、子どもを虐待から救うべきという最近の要 起こした家族には社会や国家が積極的に介入して家庭 出すべきではないという従来からの要請」と、「機能不全を としては、 ざるを得なくなる。 ていないと認められる場合には、社会や国家が家庭に介入せ 利益となっており、 という法的枠組みも、 うよりも「社会や子に対する責任」を伴った「親の権利」と 利を有し、 もに関する全権を委ねている。民法八二○条の条文上は なぜならば、 いう意味なのである。 ―この2つのバランスを取ることが非常に重要である。 光があてられがちであるが、社会全体から見れば、 その為に民法上も親権というものを設定し、 子どもを健全に育成するにも最適の方策である。 「健全な家庭に対しては社会や国家は過剰に口を 義務を負う」となっているが、 昨今では子どもを虐待から救うという要請のみ ただし、その場合であっても、 「社会や子に対する責任」を親が全うし それゆえ、この「家庭の 親の虐待によって子どもに明らかに不 実際には義務とい 中の子ども」 親に子ど 法的政策 の機能 子ど 権 そ ある。 性を示唆している。 て、 専門家が、 親子関係を作ることは出来ないのである。」、「家族 あって、どのようにして監護するかというのは裁判官の た決定することができるのは誰が監護するかということで 自重すべき場所を見極め、 いうものを認識し、 新たな機会をつくることにすぎない。」 して、一人の子どもと一人の大人との間の関係を展開させる ら統御することは出来ない。」、 非人間的な道具によって前もって、 きは複雑で壊れやすいプロセスであって、法のように粗野で ているので、裁判官達は親子関係を破壊することは出 の及ばないところである。 のように述べている。 専門家や法が積極的にコントロールできない親子関係と 法が出来ることは、 職務上、他人の子どもの親になることは不可 専門家や法が積極的に介入すべき場所と 「裁判官が決定しなければならず、 2 つ せいぜい州の強権的な介入を排 親子関係は複雑微妙な性格 「裁判所・ の要請のバランスを取る必 あるいは離れたところか (Id. at 114-115.) とし 福祉行政機関及び 0 来ても 能 能 ま

た法制 政機関)、 来同様に家庭であり、 もを養育することで社会を支えているのは現在におい 子どもの監護権に関連してアメリカの著名な法律家である ルト 度の重要な役割となるからである 家庭 シ ンユテ (親子関係)、 イン博士らは、 子どもの為に家庭を保 法という三者の関係について次 州 の専門家 (裁判所や福祉行 護することもま ても従

難し

61

例えば、

アメリカでは一九六○年代から各州

しかし反面、この2つの要請のバランスを取ることは

存外

き離して里親に預けるようになった。

最初は一

時的に、

おうとして、

虐待の恐れのある家庭からどんどん子どもを引

邦も含めてより積極的に家庭に介入し、

て虐待防止対策が行わ

れ

始めたが、

九七〇年代になっ

子どもを虐待

から救

も合い、

散り散りとなり、

家族も、

国の積極的な介入によって虐待の汚名を着せられ、

人生を狂わされる可能性を秘めているので

親が職を失えば、

その結果、

家族はあっという間にバラバラ

健全に機能していた

、ならざるを得なくなる。このように、

送る子どもも増えて行く。公的機関も万能ではないので、他 子どもを取り上げられないまでも、 していない無実の親から子どもを取り上げることもあった。 からの中傷や誤解による通報に端を発し、虐待など実際には 噂にもなるし、 かとの疑いをかけられ身辺をしつこく調査されれば、 無実の親の中には職を失う場合もあった。 虐待をしているのではな 人々

なかなか子どもを家庭へと戻せなくて何年も里子生活を

ここでは、 ば、今回の改正にはいくつかの疑問が浮かび上がってくる。 はどうあるべきかを、 てこないかもしれない。 いて、改正内容に沿って考えて行こう。 今回の改正によって生じるかもし 子どもの しかし、 発育の視点から考えるなら 親権とは何か、 れない 親子関係と

(1) 親権の効力について

されていたことであり、それが明記されただけであって、 や存在しないところであるので、 に内容上の変更は見られない。また、 必要な範囲内で」というのは、 親権が「子の利益のために」、 これまでも解釈上当然に理 懲戒権 削除されたことは当然であ 懲戒場は現行法上も が 監護及び教 介育に 特 解

0 あ ではない事は心に留めておくべきである 訟行為が行われていくのであるが、それが決して対岸の火事 る。 信 織 虐待のレッテルを貼られて子どもを奪われた親達の被害 頼が失墜し、児童虐待防止法制度への批判が巻き起こ 一九八〇年代になってアメリカ全土で福祉行政機関 (VOCAL) が設立されて福祉行政機関へ大規模な訴 (池谷和子『アメリ ことである。その主張の主な根拠としては、「ときとして親 のと思われるが、 る。このように今回の親権の効力についての改正は妥当なも

13

問題としては、懲戒権の全面削除が一部で主張され

ていた ならな

改正の議論の中で一つ考えなければ

について」子どもと福祉二〇一一年七月号五三頁) ら削除すべき」(吉田恒雄「児童虐待に関する親権制度の見 範囲でのみ認められるにすぎず、 であるが、 から虐待の正当化理由として主張されることがあるところか しかし、そもそも懲戒権は子の監護教育に必要な 懲戒権規定があ というも ったからと

改正法における問 題 点

五五-五七頁)

おける児童虐待防

止法制度の研究』

(樹芸書房

二〇〇九年)

様々な場 いろいろな問題や課題は数年後にならなければ実際には見え 回の改正は大規模なものであり、 面に波及する可能性の高い基本法であることから、 さらに民法は生活 0)

なくなっており、

悪

いって児童虐待が正当化されるはずもない。

反面、

最近では

いことを悪い」と親が自分の子どもさえ叱ることが

他人に迷惑を掛けない等、

社会の

ル

ル

287

は学校でしてもらえば良いのであって、親がする必要はな 六一~六四頁)懲戒権規定を全面削除することは、 い」という責任逃れの親を増加させる危険性があると思われ 家庭でのしつけをしにくくさせるのみならず、「しつけ 般的な親子関係において、 親の自信をますます喪失さ 虐待以外 また、

極隆 しっ

「家庭でしつけるべきは何か」

教育と医学二〇一〇年三月号

る裁判所と

「耳の不自由な母親の下ではきちんとした英語 実の母に育てられることが子の利益」

かりとしつけることも難しくなっている風潮の中で

_山

であろうか。

親権の喪失につい 7

一回改正された内容としては、

①現

行の親権喪失制

度と②

る。

うに、 動のみを見ていたのに対して、今回の改正では、 失制度についてであるが、 今回新しく設定された親権停止制度がある。 著しく 従来の親権喪失の要件が親権の行使者である両親の行 、困難な場合にも、 子どもの利益を著しく害している 今回の改正においては前述したよ まずは①親権喪 親権の行使

0

判断基準次第では、

親が努力しえない

如

何ともし

が たい

理

と裁判所

が認定すれば、

親権を喪失させることが可能となっ

今回の改正が児童虐待を念頭に置いている以上、

親の行

うか。 とらえたケースワーカーの判断が分かれた事例である(Jeanne おさらである。このように複数の解釈 められるだろう。その子を生きがいにしている母親なら、 はないという理由で子にとって不利益をもたらす母親であろ として懸命に働いていたシングルマザーは、 た事例であるが、子どもと生活していくためにストリッパ Giovannoni and Rosina Becera, Defining Child Abuse, 2-5 しゃべれるようにはならないがゆえに子にとって不利益」と 学歴もなく、それしか働く術のない母親をどうして責 アメリカの福祉行政機関が実際に虐待と考えてしまっ が可能な「子の利益 環境的

て済むというのが立法過 は、 0 らの親権喪失制度であっても期限の定めがないとは 由によって、子どもを取り上げられる事態にもなり 親 さらに、 必ずしも子どもの幸せに繋がるとは限らないのである。 そしてその判断が、 権停止の制度自体、 時的な親権停止であれば様々なダメージもより 今回新設した親権停止制度であるが、 程に どの程度有用な制度なのであろう 親に懐いている子ども達にとって おける見解ではあるが、 そもそもこ か

取り消しの審判も出

来るのであるから、

すぐに取り消

しの審判をすることも

るだろうか

なると、今度は逆に親権停止を乱発する結果とならないかと を親権喪失の要件よりも緩和しているので、その点は異なっ は感じられない。もちろん、今回の改正では親権停止の要件 いう心配も出てくる。 てくるが、 あまりに容易に親権停止を申し立てられるように

その点からいえば、どうしてもというまでの必要性

ないと言い切れるのであろうか。例えば、 そもそも、 一時的であれば親子関係へのダメージはより少 前述した輸血拒否 ある。

もを後で返されても、 したにもかかわらず、 親が自分の宗教上の信念として子どもへの輸血を拒否 その後の親子関係は上手くいくと思え 自分の意思は無視され、 輸血した子ど

権停止であったとしても、その後の親子関係はどうなるであ

の医療ネグレクトの事案があった場合に、

たった一か月の親

うのに、子自身に自らの利益について自分で判断させるつも 多い (法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会 自身も入ることとなったが、それに対しては反対する見解も 議事録 さらに、親権喪失・停止・ 六~一五頁)。申し立てる子に年齢制限もないとい 管理権消滅の審判の申立人に子 第九回会議

> か。 た、

りなのであろうか。もっとも、

あっても、最近、

例の分析によれば、「本人だけでは、とうていやりきれない

岡山県津山児童相談所が行った親権喪失事

本人が十九歳という年齢で

はないだろうか。)

見人が何等かの不正行為をするようであれば解任すればよい

直接弁護士を雇う形の方が良いように思われる。(それで後

申立てを援助する大人の存在が必要」との見解も出さ

ジネスを優先させたりはしないか、

に対応できるのか、子どもと大人の一

対一

の関係では

なったということは、未成年者の個性や精神的成熟度に敏感

何より、法人を後見人に指定できるように

うはずが、もはや子ども自身に法的責任を押し付けてしまっ や社会や国家が子どもの利益を判断し環境を整える責任を負 れている。 ても、子どもに親を告発させるとなれば、 ているようにさえ見える。さらに家族の再統合の面から考え の子との関係修復が難しくなってしまうように思われるので 本来子どもの健やかな成長のために親権者や親 親は感情的にもそ

(3) 未成年後見について

みをそろえなければならないが、 ば、後見人が複数になった場合には子どもに対してよく足並 らず養育 祉に悪影響を及ぼすことも多々あるのではないだろうか。 でない未成年後見人を複数置くことは、かえって子どもの福 あるが、高齢者とは違い、子どもにとっては財産管理のみな 複数可、法人可、ということが新たに変更された主な点で 弁護士等を念頭においているかもしれないが、後見人が 財産権限のみを行う未成年後見など必要なのであろう (精神的な繋がり) が特に重要なはずである。 両親というほど密接な関係

という危惧を生じさせる

子どもへの影響は少なくて済むというものでもないと思われ の停止はほんの一時的であるから期限のない親権喪失よりも 観的な社会的評価とは無関係であるからである。さらに親権 に安定感をもたらしてきたのであって、それは親に対する客 から独自に親との関係を保ってきており、その関係が子ども こと自体に傷つく子も多い。なぜなら、子どもは生まれた時 ものである。

五 むすび

らすことは周知の事実である。しかしながら、 であるのか、 児童虐待が子どもの成長に悪影響を及ぼし、 不利益をもた

何が子どもの不利益となるかは、 時として確定 何が児童虐待 えで「虐待を防止するためにいかなる法制度を設定するの 子関係をつくることができるのかといった現実を考慮したう か」と考えることこそが、何より本当の意味で子ども達を救

しかも、子どもはどんなに問題のある 親を取り上げられる 1, 虐待を出来る限りなくしていくことへと繋がっていくの

である。

親であっても実の親に懐く傾向があり、

しづらい場面もある。

(いけや・かずこ

東洋大学法学部非常勤講

対応すべきと考える とえ親権停止であったとしても乱発すべきではなく、 失まですべきであるが、子どもの心情を考え合わせれば、 は勇気を持って家庭に介入し、やむを得ない場合には親権喪 変興味深いところである。非常に危険な虐待の事例に対して ことが、今後運用においてどのように活用されていくかは大 たより心理的に申し立てのしやすい親権停止制度をつくった 今回 て「子の利益」を基準に入れ、さらに法的要件を緩和 の改正の目玉は親権の喪失であるが、 親権喪失制度に 慎重に た

子ど

もにとって親とは一体どういう存在なのか、法はどこまで親 このように、子どもはいかにして成長していくのか、